

令和 5 年 1 2 月 2 8 日
文 部 科 学 省
初 等 中 等 教 育 局
参事官（高等学校担当）付

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和 5 年 1 0 月 2 6 日から令和 5 年 1 1 月 2 4 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 9 件の御意見をいただきました。（その他、今回意見募集の対象とする省令案に関係しない御意見が 1 件ございました。） 今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
本改正案に賛成する。 さらに、病気療養等の特殊な理由がない状態での 36 単位の上限を撤廃していただきたい。 現場の先生方の苦労も多いため、その上限などは学校で先生等の負荷を考慮して、各学校が設定できるようになるといいのではないかな。(個人)	今回の制度改正は、中央教育審議会の「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」(令和 5 年 8 月 31 日)において「合計 36 単位の範囲内」とされたことを踏まえて行うものであり、36 単位を上限として進めてまいります。
不登校生徒への遠隔授業や通信教育について 36 単位を上限とするのは、オンデマンドだけで卒業させないためなのか。上限はなくてもいいのではないかな。(個人)	今回の制度改正は、中央教育審議会の「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」(令和 5 年 8 月 31 日)を踏まえ、不登校など多様な背景を有する生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現し、必要な資質・能力を身に付けて卒業することができるようにするために行うものです。 本制度が適切に運用されるよう、御意見を参考にしながら、留意すべき点等を周知してまいります。
改正に反対する。 「不登校生徒」とひとくくりにしているが、不登校の要因は様々である。学校に不適應である生徒を対象にするならば、その生徒に適應した学校への転学、編入学を考えるべきであり、不適應な学校に無理に通学させるべきではない。また、毎日きちんと登校している生徒からすれば、不公平な感じを受けるのではないかな。 さらに、こうした制度を「悪用」し、必要な単位を修得したら、意図的に「不登校」になる生徒も考えられる。 生徒の学力を保証し、社会性やコミュニケーション力を高めるためには、対面での授業を行うことが原則であるべき。(個人)	「学校生活への適應が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒」の詳細については、各学校において適切な判断を可能とするよう、御意見を参考に、本改正の内容等を周知してまいります。
不登校生徒の学習機会の確保はとて大きな課題となっており、遠隔授業やオンデマンド型の学習を可能とする通信教育について活用のニーズはとて大きい。 一方で、不登校生徒と認める基準についてはどのように定めるか。不登校生徒として認定することについては慎重である必要があると考える。(個人)	令和 6 年度予算案においてオンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出に向けた予算を計上しているところであり、引き続き、必要な環境整備の支援に努めてまいります。
国として単位を認める以上、対象者の ICT 機器の整備や Wi-Fi などの通信環境の整備においては、責任をもって財源の確保及び円滑な運用に努められたい。(日本高等学校教職員組合)	

	また、本制度が適切に運用されるよう、御意見を参考にしながら、留意すべき点等を周知してまいります。
不登校生徒への対応等を丁寧にきめ細かく行うためには、ICT 環境整備、業務増加にならない人的な制度、各都道府県の実況における制度の整備をきっちり行う必要があり、国の各都道府県への補助金等の積極的な支援が必要である。 また、小中学校の不登校防止対策も検討してほしい。(個人)	令和6年度予算案においてオンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出に向けた予算を計上しているところであり、引き続き、必要な環境整備の支援に努めてまいります。 なお、小中学校については今回意見募集の対象とする省令案に関係しない御意見ではありますが、今後の参考とさせていただきます。
不登校生徒の増加は課題であるものの、以下のとおり高校現場としては実現が難しい内容ではないか。 実技を伴う科目の実施は難しいなど、オンライン授業の限界がある。 また、オンライン授業が可能とされた場合、多くの生徒・保護者が学校にそれを実施するよう要望すると思われるが、学校として実施困難な場合においても実施を断ることが難しくなることが考えられる。実施が困難である場合は実施しないことがあることを明確に示していただく必要がある。 最後に、生徒側にデメリットも考えられる。登校せずに授業を受けることができる反面、オンライン授業では授業内容を十分に理解できない可能性がある。また、登校する必要がないことによって登校への意欲が後退する可能性もある。 これらの点を考慮いただき、不登校生徒その他特別の事情を有する生徒向けの通信教育の実施については十分に検討いただきたい。(個人)	今回の制度改正は、中央教育審議会の「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」(令和5年8月31日)を踏まえ、不登校など多様な背景を有する生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現し、必要な資質・能力を身に付けて卒業することができるようにするために行うものです。 本制度が適切に運用されるよう、御意見を参考にしながら、留意すべき点等を周知してまいります。 また、本改正は、「行うことができる」と規定しているとおり、実施については各学校の判断となりますが、本改正の周知の際、この点についても明確にしたいと考えています。
1. 不登校生徒数が増加する中で、今般の省令改正では、全日制課程に在籍する不登校生徒が退学することなく授業を受け続けることができる点や、柔軟な教育が可能となる点で評価できる面もある。 しかしながら、例えば、同時双方向型の遠隔授業は、対応する教員の負担が過重であり容易には実施できないことや、オンデマンド型の学習は、その学習過程や学習成果の評価など、新たな課題が生じるものと考えられる。	1. 本制度が適切に運用されるよう、御意見を参考にしながら、留意すべき点等を周知してまいります。 また、令和6年度予算案においてオンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出に向けた予算を計上しているところであり、引き続き、必要な環境整備の支援に努めてまいります。

については、本改正省令の施行にあわせて、全日制高等学校の実情に応じた運用が可能となるよう、実施する際の基準や実施可能な教科等についての方針を示していただきたい。 また、教育業務支援員（令和6年度概算要求は公立学校126億円に対して、私立学校1億円）などの一層の充実を図る必要があることから、私立学校に対する支援を拡充・強化していただきたい。 2. 今般の省令改正における36単位までの取り扱いは、高等学校卒業単位の要件を74単位としていることや、海外留学をする際に認めている36単位までの取り扱いとも整合性があるなど、全定通の制度間の共通性と多様性のバランスが図られている点で評価できる面もある。 しかしながら、高等学校教育の目的は、生徒の年齢に相応しい学力と社会性を身につけることであり、多数者教育を実施することである。高等学校の教育課程が従前より教科科目偏重の構成となっているため、また大学入学者選抜試験における共通テストの科目構成などから、とりわけ全日制課程においては、文科省が定める高校卒業に要する74単位を大きく上回る厳格な教育課程により運営されており、今般の省令改正については、以下のような課題もある。 ・多くの全日制課程の高等学校では、実際に通学して、自分以外の多様な他者と直接関わるのが社会性を身につけるために重要であることから、生徒に三分の二以上の出席を求めている一方で、36単位の範囲内とは言え、通学を求めないとしているのは整合性に欠ける。 ・生徒に三分の二以上の出席を求める一方で、不登校生徒には自宅等から同時双方向型の遠隔授業やオンデマンド型の通信教育による単位取得を認めることは、通学を続けている生徒との間で不公平が生じる。 ・また、不登校の要因を見ると、無気力や不安等、本人に係る状況による不登校が半数以上を占めていることから、今般の省令改正の効果は限定的である可能性がある。 こうした課題を踏まえれば、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」においては、全日制高等学校における目的を明確にする必要がある。	2. 全日制高等学校の今後の在り方については、いただいた御意見も参考にしながら、引き続き検討してまいります。
---	---

その上で、全日制高等学校が社会の多様化や高度化に柔軟に対応した教育ができるよう、全日制高等学校における教育課程の在り方を含め、教育制度全体を現在の教育を巡る状況に合わせて見直すとともに、教育の自由度を高めるための方策を検討していただきたい。なお、こうした検討においては、国公立学校の役割分担についても議論を進めていただきたい。（日本私立中学高等学校連合会）	
本改正に係る学校教育法施行規則の対象条項は何か？（個人）	主に、第 88 条の 4 の新設と第 96 条の改正になりますが、その他については本改正の周知の際、明確にいたします。
高校入試の廃止と高校の志望者全入を規定すれば、不登校の高校生自体を減らすことができるのではないか。（高校入試の廃止を求める会）	今回意見募集の対象とする省令案に関係しない御意見ではありますが、今後の参考とさせていただきます。